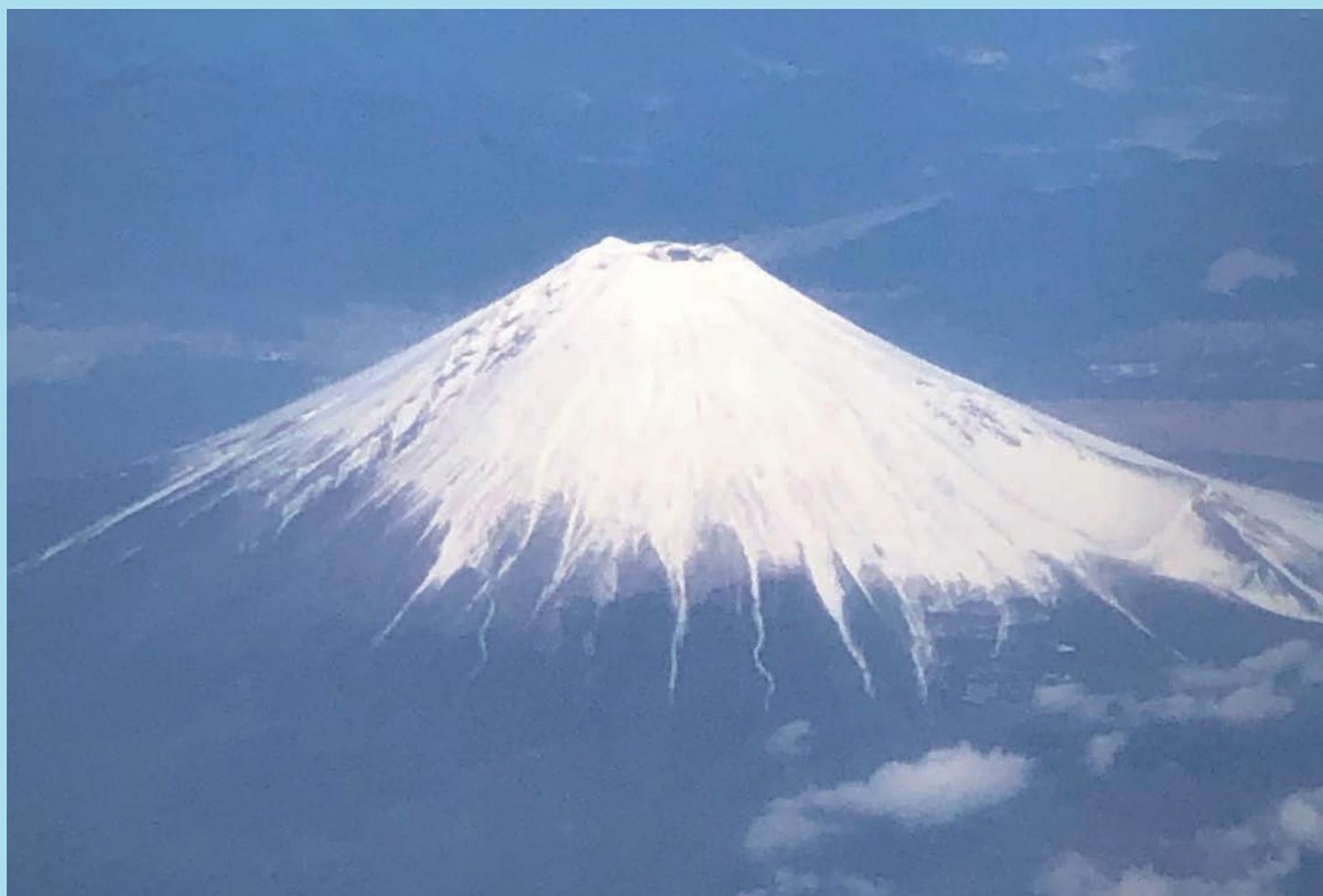


全紹協広報

マネキン

2021・新春号 No.109



公益社団法人 全日本マネキン紹介事業協会

目次

新年のご挨拶	公益社団法人 全日本マネキン紹介事業協会 会長	黒田 孝二	1
令和3年の年頭に当たって	厚生労働省 職業安定局 需給調整事業課長	松原 哲也	2
年頭ご挨拶	厚生労働省 職業安定局 政策雇用課 民間人材サービス推進室長	島田 博和	3
新任のご挨拶	厚生労働省 職業安定局 需給調整事業課 職業紹介事業係長	川越 孝幸	4
人事異動			4
年頭のごあいさつ	公益社団法人 全国民営職業紹介事業協会 会長	紀陸 孝	5
新年を迎えて	公益社団法人 全日本マネキン紹介事業協会 理事	小野 俊一	
新年のご挨拶	公益社団法人 全日本マネキン紹介事業協会 理事	小林 克巳	6
[厚労省ニュース] 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の 対象期間・申請期限を延長します			7
[厚労省ニュース] 新型コロナウイルス感染拡大による影響を受けた 「労働者派遣事業者」「職業紹介事業者」の皆さまへ			9
[厚労省ニュース] 令和2年度 地域別最低賃金			11
令和2年度 従事者研修会 実施報告	有限会社 福岡マネキン紹介所 前谷 雅司 株式会社 西日本キャロット 松本 収平 株式会社 太陽アネックス 牧野 伸男		12
令和2年度 販売技術促進講座 実施報告	株式会社 モナミ 入口 豊 株式会社 太陽アネックス 牧野 伸男		13
令和2年度 従事者研修会 実施状況			14
令和2年度 販売技術促進講座 実施状況			15
令和2年度意見交換会の実施報告	公益社団法人 全日本マネキン紹介事業協会 専務理事	牧野 伸男	16
意見交換会に参加して	株式会社 西日本キャロット 吉田 果枝 株式会社 白百合 新堀 圭子 株式会社 釧路マネキン紹介所 西納 文陽 株式会社 ウィングス 丸山 むつ子 株式会社 タカギ 松本 理香		17
接客・販売ワンポイントアドバイス	有限会社 レックス 代表	藤永 幸一	19
マネキン紹介事業に役立つQ&A			20
事務局だより			21

新年のご挨拶



公益社団法人 全日本マネキン紹介事業協会 会長 黒田 孝二

新春を迎え謹んでお慶び申し上げます。

2020年は「新型コロナウイルス感染症」によって世界中が影響を受けた一年でした。自粛生活が続き「マスク」が必須となり町の景色が激変してしまいました。ごく一部の「巣ごもり需要」等で好調だった業種を除き、ほとんどの業界がマイナスの影響を受けました。私どもの業界は、商業施設での試食販売の中止や催事の自粛等により、かつて経験したことの無い程の売上の落ち込みになっています。どちらの会社も持続化給付金や雇用調整助成金等で何とか従業員の雇用を維持し、経営を継続している状況です。雇用調整助成金の特例措置は現状では2月末で終了してしまいますので、その後に廃業の危機があるかもしれません。

全紹協の昨年の動きとしては、まずは会員の皆さまに5万円の御見舞金を出させていただきました。

理事会・総会は移動や密を避けるために書面決議といたしました。そして少し落ち着いた10月の意見交換会は関西連絡会の主催で兵庫県神戸市(有馬)にて実施致しました。ここでの全国の現状を「皆、本音で語って」いただきましたので、今後の協会の運営に役立てて行きたいと考えております。

試食販売はやっと一部で可能になりましたが、マネキンの雇用には繋がっていないのが現状で、紹介所の売上は一昨年比2割～5割がほとんどでした。これが大きな課題です。

今年は当協会の役員改選期にあたります。新しい理事により新しい感覚で運営していただきたいと思えます。

公益社団法人としては、作成した事業計画を各地に赴いて実施していきます。意見交換会にはその特定地域全員参加をお願いし、一社でも多くの近隣地域の紹介所も参加していただき協会を盛り上げていきましょう。

新型コロナウイルス感染症に振り回されたこの一年、辛いことがたくさんある日々でした。同時に、いろいろな事を改めて考える良い機会にもなりました。今までは、お取引先様から紹介手数料をいただく、求人を開拓する、という感覚でしたが、まずはお取引先様が復活して売上を伸ばして欲しいという思いが強くなりました。

百貨店様・メーカー様が大きく復活する事を心から願い応援していきたい、その後に自然と紹介業が潤ってくるという当たり前の基本を感じました。

また、友人との他愛もない食事や会社や家での日常全てがどれだけ大切だったのか、これも気付くことが出来ました。今まで当たり前と思っていた事がとても幸せな事なのですから、コロナ収束後の毎日ほどこんなに幸せな毎日になるのかを想像すると楽しみでワクワクします。その日のために、悲観的になり過ぎずには今は足元を固め、不安な事は協会員同士が相談し合い国に助けをいただきながら屈せず乗り越えてまいりましょう。

まずは健康第一、心も体も会社も「コロナに負けない体作り」を基本として、一日も早く落ち着いた生活を取り戻し復活の一年になりますよう祈念いたしまして年頭の挨拶とさせていただきます。

令和3年の年頭に当たって



厚生労働省 職業安定局 需給調整事業課長 松原 哲也

新年を迎え、謹んでお慶びを申し上げます。

公益社団法人全日本マネキン紹介事業協会並びに協会会員の皆様におかれましては、日頃より厚生労働行政の運営に当たり、格別のご理解とご協力を賜っておりますことを、厚く御礼申し上げます。

あわせて、令和2年は新型コロナウイルスの感染拡大による影響で、全紹協の協会会員の皆様の事業運営において大変なご苦労があったことと存じますが、皆様の感染症対策等への多大なご協力に対し感謝申し上げます。新型コロナウイルス感染症の対策については、国民の皆様の命と健康を守りつつ、感染防止策と社会経済活動との両立を図り、雇用と生活の安定を確保することが、私ども厚生労働省の最優先の課題です。引き続き新たな日常のもとでの経済社会活動に適合した雇用、就業機会の確保と生活の支援の整備に取り組んでまいります。

さて、令和3年の年頭に当たり、職業紹介事業を巡る現状等について、いくつかお伝えさせていただきます。

職業安定法については、平成29年改正法の附則において、「法施行後5年を目途として、法の規定の施行の状況等を勘案し、規定に基づく規制のあり方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする」こととされており、本年は施行後の状況をみるための重要な一年となります。本年においては、少子高齢化による就業構造の変化、働き方や職業キャリアに対する考え方の多様化等

を踏まえ、新しい時代に対応した労働市場の整備と就労マッチングサービスの発展の観点から、我が国のこれからの雇用仲介制度の在り方を検討する予定です。

また、昨年夏に労働者派遣制度の中間整理を取りまとめましたが、その中で短期の労働力需給調整機能について、現行制度上、日雇派遣は原則禁止とされている一方で、日雇紹介は可能となっている実態を踏まえ、労働者保護等の観点から、検証を行うこととしています。検証に当たっては、現下の新型コロナウイルス感染症による求職者等の状況を踏まえて、行っていくことになると考えています。

さらに、昨年のご挨拶でも申し上げた内容となりますが、職業紹介事業の実績、手数料表、返戻金制度の有無等について、人材サービス総合サイトにおいて情報提供していただくことになっておりますが、いずれも求人者・求職者が職業紹介事業者を比較できるようにすることで、優良な事業者が選択され、ひいては雇用の安定に資するものです。皆様におかれましては、本制度の趣旨をご理解いただいた上で、有料職業紹介事業者が人材サービス総合サイトを利用して情報提供することとされていることを今一度ご確認いただき、適正な事業運営を行っていただきますよう、御協力をお願いします。

最後に、全紹協並びに協会会員のご発展とご健勝をお祈り申し上げますとともに、引き続き厚生労働行政へのご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。新年のご挨拶といたします。

年頭ご挨拶

厚生労働省 職業安定局 政策雇用課
民間人材サービス推進室長

島田 博和



新年を迎え、謹んでお喜び申し上げます。

貴協会及び会員の皆様におかれましては、日頃より厚生労働行政の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般の世界的な新型コロナウイルス感染症の影響は大きく、我が国においても4月、5月には新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令される等、国民生活に甚大な影響を与えております。

感染症の拡大は人々の健康や公衆衛生のみならず、我々の生活にも大きな影響を及ぼし、「新しい生活様式」に代表されるように人と人との接触や移動に関する事項はもとより、テレワークやWEB会議等、人々の働き方にも影響を与えているところ です。

感染症拡大を受け、多くの分野において変化を余儀なくされる中、職業紹介事業、とりわけ貴協会をはじめとした日々紹介を取り扱われる事業者においては、大きくその影響を受け、非常に厳しい状況が続いていると認識しております。

国としてもこれまでに、持続化給付金等による事業継続のための支援や、弊省で言えば雇用調整助成金の特例措置や新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の創設等による雇用維持を図るための措置等国民の皆様の生活を支えるため

の支援を講じてきているところです。

特に新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金については、これまで日々雇用やシフト制で働く方について、就労日が必ずしも明確でないことに起因して、事業主の協力が得られずに申請・支給に至らない方もいらっしゃるとの声を頂戴し、その対象要件を明確化する等の措置を取ってきております。

貴協会会員の皆様におかれましては、上記のような支援策を活用いただきながら、労働者の雇用維持等を図っていただいていることに感謝申し上げますとともに、紹介先事業主への働きかけ等、引き続きのご協力をお願い申し上げます。

当室においてはこれまでも、貴協会をはじめとした日々紹介事業者団体との意見交換を実施し、いただいたご要望等について制度改正の参考となるよう所管部署に伝達する等しているところですが、本年も今般のコロナ禍を踏まえ、引き続き厚生労働行政に関するお問い合わせやご要望を承って参りますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、本年が皆様にとりまして実り多い年でありますよう御祈念申し上げ、新年の御挨拶とさせていただきます。

新任のご挨拶

厚生労働省 職業安定局 需給調整事業課
職業紹介事業係長

川越 孝幸



このたび、令和2年10月1日付けで職業紹介事業を担当させていただくことになりました、厚生労働省 職業安定局 需給調整事業課 職業紹介事業係長の川越でございます。需給調整事業関係業務に携わるのは、今回で2年ぶり3回目となります。前回からは約2年間、需給調整事業関係業務から離れていたわけですが、この間に制度改正や事業所数の増加など以前の状況から大きく変化していることに驚いたところでございまして、改めてフレッシュな気持ちで努めてまいり所存ですので、どうぞよろしくお願いいたします。

さて、令和2（2020）年は新型コロナウイルスの感染拡大と戦後最大の経済の落ち込みという状況の中、国を挙げて種々の対応をまいりま

したが、私ども職業紹介事業担当としても、貴協会をはじめとする職業紹介事業者団体からの御要望を踏まえ、「職業紹介事業の許可有効期間更新時における財産的基礎要件の確認方法に係る特例」を設けるなどの対応をまいりました。職業紹介事業者団体から頂戴する御意見につきましては、私ども担当としては現場レベルの実態を把握するために不可欠かつ貴重なものでございますので、今後とも皆様方の御協力をお願いする次第でございます。

最後になりますが、貴協会の益々の御発展を祈願いたしますとともに、協会会員の皆様の御健勝を心から祈念いたしまして、新任の挨拶とさせていただきます。今度とも、どうぞよろしくお願いいたします。申し上げます。

人事異動

厚生労働省

令和2年10月1日付

職業安定局 需給調整事業部 職業紹介事業係長

川越 孝幸

（敬称略）

年頭のごあいさつ



公益社団法人 全国民営職業紹介事業協会 会長 紀陸 孝

新年あけましておめでとうございます。

昨年は新型コロナウイルスが流行し、全紹協の会員の皆さまも甚大な影響を被られたものと存じます。百貨店、スーパーの試食販売の自粛や催事の中止などにより求人が減少する中、全紹協におかれては、7月に「職業紹介事業における新型コロナウイルス感染拡大・再発防止対策ガイドライン」を作成されるなど、協会や会員の皆さまの懸命のご努力により、新しい年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

今年の夏には、昨年から延期になりました東京オリンピック・パラリンピックの開催が予定されています。観客をどの程度入れるのか不透明な部分はありますが、国の内外から多くのお客様がお見えになります。その方々に「安全・安心」と「おもてなし」を提供するための知識・スキルは一朝一夕には習得できません。販売技術促進講座等を通じて、プロの販売員の養成に長年取り組んでこられたマネキン紹介所などの役割に大きな期待が寄せられています。皆さまのご活躍と大会の成功を祈念申し上げる次第です。

民紹協といたしましても、今年度は厚生労働省の委託を受けて、求人者が求人票を作成する場合の留意点や例題を使つての改善点を、グループ演習を通じて参加者が学習できる機会を提供しております。例題の求人票には「衣料品販売職」も含

まれており、衣料品販売職の仕事においては、①商品知識と②採寸スキルがポイントになります。応募者に衣料品販売職の経験がない場合でも、求人企業はこの2点をどのように教育指導するかを具体的に求人票に記載することによって、応募者も安心し、採用面接がスムーズに進んで採用に至るケースが高くなり、求人票の記載の重要性などを助言しております。

また、本年は、平成30年1月の改正職業安定法の施行から3年が経過し、次期改正に向けた検討が始まることと思われまふ。その検討に際して、マネキン紹介所をはじめとする職業紹介事業者の実情や要望などが適切に反映されるよう厚生労働省等にも働きかけて参る所存です。

新型コロナ対策に関しては、全紹協のご尽力などにより、昨年10月に「小売業の店舗における新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン」の見直しが行われ、同ガイドラインに例示してあるような感染防止対策を徹底すれば、試食販売を再開してよいこととなりました。こうした対策を徹底していただき、接客・販売のプロの技を十二分に発揮していただけるよう願つて止みません。

最後になりましたが、全紹協とその会員の皆さまのご発展とご健勝を祈念申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。(了)

新年を迎えて

公益社団法人 全日本マネキン紹介事業協会 理事 小野 俊一



全紹協会員の皆様、明けましておめでとうございます。

昨年1月から新型コロナウイルスが瞬く間に世界中に蔓延し、社会的にも経済的にも今まで経験したことのない危機的状況が続きました。今年はなんとしても一日も早くこの危機的状況から脱却し世界中の人びとが安心して暮らせる状態を取り戻していかなければなりません。

昨年11月の朝日新聞に、私達マネキン紹介事業と密接な関係にある百貨店業の将来のあるべき方向性について3氏の意見が掲載されていました。元大丸社長の奥田務氏は、消費者からの百貨店に対する信頼感を守りながら従来のビジネスモデルである「小売業」から「脱小売業態」に転換をはかるべきだ、東京都立大学教授の谷口功一氏は、均一化し他人が見えなくなった消費社会が進む中で、文化や消費の共通体験を得るために様々

な「ファン」が集う場所としての百貨店の存在を磨いて行くべきだ、リテールフューチャリストの最所あさみ氏は、自身の百貨店人としての勤務経験を踏まえて、社会の価値観の変化にいち早く気づき消費者がまだはっきりとは気づいていない「半歩先」のライフスタイルを提案する売り場を構築していくべきだ、と述べています。

欲しいものは指一本動かせば買える時代に百貨店の将来的役割は何か問われている時代を迎えて、3氏の主張に共通したキーワードは、開拓精神と創造力に富んだ「人材」をしっかり育成し活かしていくことではないかと思います。

こんな時だからこそ、人材ビジネスを担う私達マネキン紹介事業は、創業の原点に立ち返って未来に向かってなにを為すべきか事業の再構築に専心する年にしたいものです。

新年のご挨拶

公益社団法人 全日本マネキン紹介事業協会 理事 小林 克巳



新春を迎え、謹んでお慶び申し上げます。

さて昨年、令和2年が始まった頃に、誰が今の状況を予想することができたでしょう。新型コロナの禍が令和3年の経済活動にも多大な打撃を引き続き与えるとは、想像もつかないことでした。

特に、サービス業・小売業、観光業等の経済活動に及ぼす影響は甚大で、本協会の会員皆様におかれましては、大変なご苦勞を強いられていることは、想像に難くありません。このコロナ禍でクローズアップされた一つのキーワードが「ソーシャルディスタンス」。これは「対面」を前提とし、人と人との繋がりを重視したマネキンさんの販売手法に制約を与えるものでした。

おうち時間が増え、ネットを利用した巣ごもり消費が増加すると、消費者が百貨店等に足を運ぶ機会の減少を余儀なくされ、かような状況下でマネキンさんの就労機会を維持することも大変なことだと思えます。

今後暫くはコロナ禍が大きな影響を及ぼし続けると考えられますが、大事なことは足下でしっかりこの現状に対処しつつ、1年後、2年後を見据えた先見性をもって、アフターコロナに対応することだと思えます。

コロナ禍でテレワークを始めとする働き方改革が加速しました。しかし、労働環境が変化したとしても、どの企業も「人材」を必要としています。人材ビジネスを取り巻く環境は変化しつつも、益々重要性を帯びてきたと言えます。また、法令改正や行政政策も目まぐるしく変化しておりますので、人材ビジネスに関わる当協会の活動は、重要な意義を有していると言えます。

会長を始め執行部の皆様のご尽力により、当協会活動がマネキンさんを始めとする、販売事業に携わる方々を通じて、消費者利益への貢献と、職業紹介事業の大いなる発展に繋がるよう、ご祈念申し上げます。

// 厚労省ニュース //

労働者・事業主の皆さまへ

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の 対象期間・申請期限を延長します

制度概要

主に以下2つの条件に当てはまる方に、休業前賃金の8割（日額上限11,000円）を、休業実績に応じて支給します。

- ① 令和2年4月1日から12月31日までの間に、事業主の指示により休業した中小事業主の労働者
- ② その休業に対する賃金（休業手当）を受け取ることができない方

※ 詳細は厚生労働省HPに掲載した給付金Q&A等をご確認ください。

対象期間および申請期限

休業した期間	申請期限		
	旧	新	
4月	令和2年9月30日（水）	<u>令和2年12月31日（木）</u>	
5月			
6月			
7月			令和2年10月31日（土）
8月			令和2年11月30日（月）
9月	令和2年12月31日（木）		
10月	-	<u>令和3年3月31日（水）</u>	
11月			
12月			

※ 申請開始日は休業した期間の翌月初日からとなります。（例：9月の休業であれば10月1日から申請可能）

申請方法（郵送）

- ①支給申請書、②支給要件確認書、③本人確認書類（免許証の写しなど）、④振込先口座確認書類（キャッシュカードの写しなど）、⑤休業前および休業中の賃金額を確認できる書類（給与明細の写しなど）の5点を封筒に入れて、下記のあて先に郵送してください。

〒600-8799

日本郵便株式会社 京都中央郵便局留置

厚生労働省 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金担当 行

お問い合わせは

- 厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金HP

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html>

- お電話でのお問い合わせは厚生労働省コールセンターへ

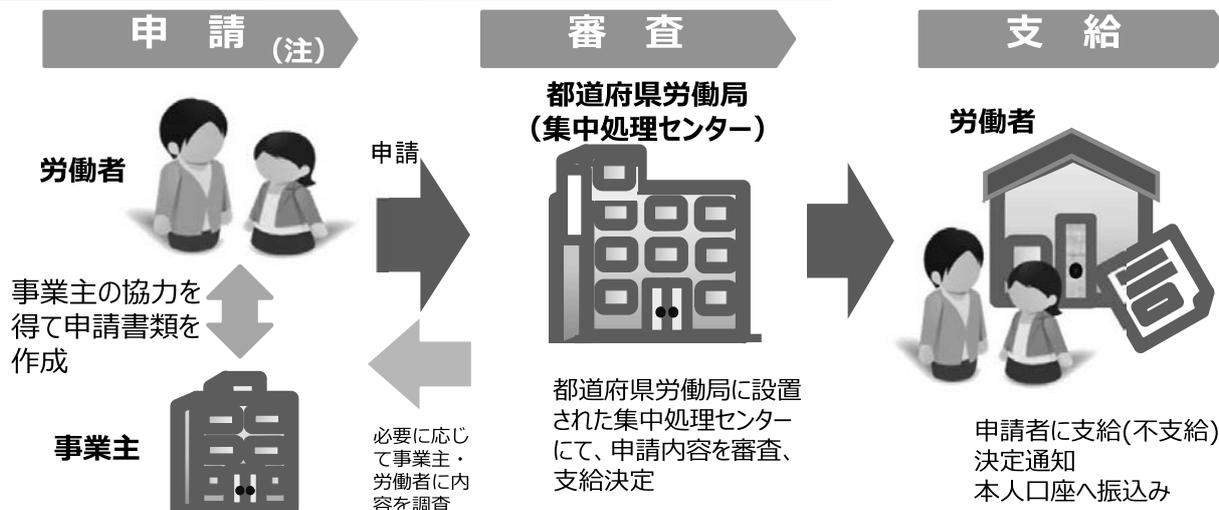
厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター

電話 0120-221-276 月～金 8:30～20:00 / 土日祝 8:30～17:15



厚生労働省・都道府県労働局

申請の流れ



(注)

- ・ 複数事業所の休業について申請する場合、複数事業所分の情報をまとめて申請する必要があります。1つの事業所分の申請をした期間については、その申請以外全て無効になります。
- ・ 申請書類の作成に当たり事業主の協力を得られない場合は、法律に基づき都道府県労働局から事業主に対して報告を求め、その回答があるまでは審査を行うことができません。その分申請から支給まで時間を要することとなります。
- ・ 不正行為により支援金・給付金の支給を受けた場合には、労働者に対して、最大で支給額の3倍の額を請求することがあります。また、その関係者が故意に不正行為を行った場合には、労働者と連帯して上記の額の納付を求めることや、その名称等を公表することがあります。

申請に当たっての留意点 (事業主の皆様へ)

- ① 雇用関係や事業主の指示による休業の事実の確認のため、**支給要件確認書の事業主記載欄への記載**に協力をお願いします。
※ 支給要件確認書の記載や支援金の受給の有無は、労働基準法第26条の休業手当支払義務の有無の判断に影響するものではありません。
- ② 申請には**労働保険番号が必要**です。農林水産の一部の事業を除き、労働者を1人でも雇用していれば、業種・規模を問わず労働保険の適用事業となり、手続を行う必要があるものです。
- ③ 労働者が**休業支援金の支給申請をしたことのみを理由として、当該労働者の解雇や雇止め、労働条件の不利益変更などを行った場合、労働契約法に照らして無効等となる場合があります**。また、業務上の合理性なく能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと等は、職場におけるパワーハラスメントに該当する場合があります。

総合労働相談コーナーのご案内 (労働者の皆様へ)

休業支援金の申請に関連して、職場のトラブルなどがあれば、総合労働相談コーナーにご相談ください。

同コーナーは、全国の都道府県労働局や労働基準監督署などに設けられており、解雇、雇い止め、配置転換、賃金の引下げ、いじめ・嫌がらせ、パワハラなどのあらゆる分野の労働問題について、ワンストップで相談の受付等を行っています。



厚生労働省・都道府県労働局

新型コロナウイルス感染拡大による影響を受けた 「労働者派遣事業者」「職業紹介事業者」の皆さまへ

許可有効期間の更新申請に関する特例措置のご案内

労働者派遣事業と職業紹介事業の許可有効期間更新時における財産的基礎要件^(※)の確認方法について特例を設けます。事業主の皆さま、ご確認をお願いします。

(※)『許可基準』に定める基準資産額などについて満たすべき要件のことです。

特例対象となる事業者

以下の(1) (2) (3) のすべてに該当する事業者が、特例の対象となります。

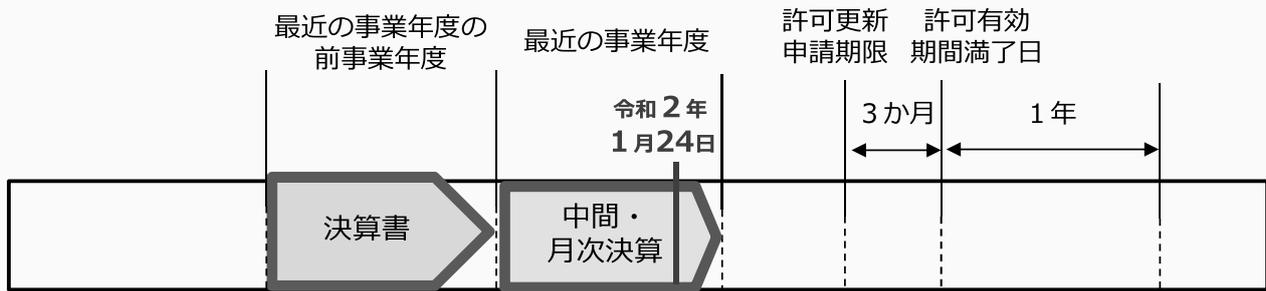
- (1) 最近の事業年度における決算書等または最近の事業年度終了後の月次決算や中間決算等では財産的基礎要件が満たせないこと
- (2) 許可有効期間更新申請書の提出期限が、令和2年10月末日から令和4年3月末日までの間であること
- (3) 許可有効期間更新申請書の添付書類として提出する最近の事業年度における決算書等について、その最近の事業年度または所得税の確定申告の対象となる期間（以下「事業年度等」）に令和2年1月24日以降の日付が含まれること

特例における財産的基礎要件の確認書類

- **最近の事業年度等に、令和2年1月24日以降の日付が含まれる場合**
→ 以下のいずれかの書類で確認が可能です。
 - ・最近の事業年度の1つ前の事業年度の決算書等
 - ・最近の事業年度の中間決算や月次決算等
- **最近の事業年度等の1つ前の事業年度に、令和2年1月24日以降の日付が含まれる場合**
→ 以下のいずれかの書類で確認が可能です。
 - (1) ・最近の事業年度の1つ前の事業年度の決算書等
 - ・最近の事業年度の中間決算または月次決算等
 - (2) ・最近の事業年度の2つ前の事業年度の決算書等
 - ・最近の事業年度の1つ前の事業年度の中間決算または月次決算等

※ (1)の書類で財産的基礎要件を満たしていない場合は、(2)の書類で確認

最近の事業年度に、令和2年1月24日が含まれる場合



最近の事業年度の1つ前の事業年度に、令和2年1月24日が含まれる場合



許可の有効期間の更新日の1年後までに
財務的基礎要件を満たすこと

特例適用に当たっての留意事項

- この特例を適用する場合、許可の有効期間の更新日の1年後までに財務的基礎要件を満たす必要があり、以下の書類が必要となります。
 - 【許可有効期間更新申請書提出時】
 - ・許可の有効期間の更新日の1年後までに財務的基礎要件を満たすための事業計画
 - 【許可された有効期間の更新日の1年後から1か月以内（以下のいずれかの書類）】
 - ・許可の有効期間の更新申請後に終了する事業年度等の決算書等
 - ・許可の有効期間更新申請から許可の有効期間の更新日の1年後までの間の中間決算または月次決算等
- 上記書類で財務的基礎要件を満たすことの確認ができない場合は、許可取消の対象となるので十分ご注意ください。

詳細は、厚生労働省職業安定局・各都道府県労働局におたずねください。

厚労省ニュース

令和2年度 地域別最低賃金 答申状況

都道府県名	ランク	改定額【円】（※1）	引上げ額【円】	発効予定年月日（※2）
北海道	C	861（861）	—（※3）	—（※3）
青森	D	793（790）	3	2020年10月3日
岩手	D	793（790）	3	2020年10月3日
宮城	C	825（824）	1	2020年10月1日
秋田	D	792（790）	2	2020年10月1日
山形	D	793（790）	3	2020年10月3日
福島	D	800（798）	2	2020年10月2日
茨城	B	851（849）	2	2020年10月1日
栃木	B	854（853）	1	2020年10月1日
群馬	C	837（835）	2	2020年10月3日
埼玉	A	928（926）	2	2020年10月1日
千葉	A	925（923）	2	2020年10月1日
東京	A	1,013（1013）	—	—
神奈川	A	1,012（1011）	1	2020年10月1日
新潟	C	831（830）	1	2020年10月1日
富山	B	849（848）	1	2020年10月1日
石川	C	833（832）	1	2020年10月7日
福井	C	830（829）	1	2020年10月2日
山梨	B	838（837）	1	2020年10月8日
長野	B	849（848）	1	2020年10月1日
岐阜	C	852（851）	1	2020年10月1日
静岡	B	885（885）	—	—
愛知	A	927（926）	1	2020年10月1日
三重	B	874（873）	1	2020年10月1日
滋賀	B	868（866）	2	2020年10月1日
京都	B	909（909）	—	—
大阪	A	964（964）	—	—
兵庫	B	900（899）	1	2020年10月1日
奈良	C	838（837）	1	2020年10月1日
和歌山	C	831（830）	1	2020年10月1日
鳥取	D	792（790）	2	2020年10月2日
島根	D	792（790）	2	2020年10月1日
岡山	C	834（833）	1	2020年10月1日
広島	B	871（871）	—	—
山口	C	829（829）	—	—
徳島	C	796（793）	3	2020年10月3日
香川	C	820（818）	2	2020年10月1日
愛媛	D	793（790）	3	2020年10月3日
高知	D	792（790）	2	2020年10月3日
福岡	C	842（841）	1	2020年10月1日
佐賀	D	792（790）	2	2020年10月2日
長崎	D	793（790）	3	2020年10月3日
熊本	D	793（790）	3	2020年10月1日
大分	D	792（790）	2	2020年10月1日
宮崎	D	793（790）	3	2020年10月3日
鹿児島	D	793（790）	3	2020年10月3日
沖縄	D	792（790）	2	2020年10月3日
全国加重平均		902（901）	1	—

※1 括弧内の数字は、改訂前の地域別最低賃金額

※2 発効予定年月日は、異議申立てがなかった場合の日付

※3 地域別最低賃金について、現行どおりとの答申があった場合には、当該地域の労働局長は改正決定を行わない。

令和2年度 従事者研修会 実施報告

九州連絡会

有限会社 福岡マネキン紹介所 前谷 雅司

9月19日（土）に九州連絡会の従事者研修会を受講いたしました。今回は例年と異なり、感染症対策を行ったうえでの研修となりました。

福岡労働局古賀係長より適正な事業運営についてお話をいただきました。やはり、新型コロナウイルスの影響により失業者の増加及び有効求人倍率の低下が顕著に現れていました。

コロナ禍において、失業者の増加を食い止めて雇用の回復に繋げていく事を職業紹介事業者として求められていると感じました。

そして、数年は感染症対策を行った上で販売を実施する事を意識出来れば、マネキン業という人と人の温かみを感じられる職業が消えていく事はないと強く感じており、その為に出来る事を協会として考えていく必要があると思慮しています。

九州連絡会

株式会社 西日本キャロット 松本 収平

今回の研修で一番に感じた点は、仕事や社会と自分の関わり方を改めて見つめ直し、「自分にできること」をもっと意識して考動していこうということでした。

研修テーマである『パーソナルブランディング』では、その人ならではの“売り”を活かし、“(期待値に応える) 約束”を果たすことで、自分自身の“市場価値”を高めていくというものです。

特にこのコロナ禍、今まで通りに物事が進まず、社会生活も少しずつ変化している様に思います。

先行きの不透明な今の社会にあっては、これまでの経験や実績・技術・知識・人脈等を踏まえながらも、今後の自分に求められる役割や課題に向かっていくに相応しい「自己再構築」が必要だと思います。

「何ができるか」と大風呂敷に考えがちですが、まずは山本先生の「パーソナルブランドハウス」というツールを使って自分自身を社会という市場のなかで、自分自身の個性と目指す方向を再度確認し、「改善」なのか、または「変化」なのか、セルフブランディングをひとつひとつ積み上げていくことで、社会とのかかわりと自分磨きをしていきたいと思いました。

2時間と短い時間でしたが、山本先生の指導で自分自身を再度見つめなおしていくキッカケを頂いたと思います。

ありがとうございました。

関西連絡会

株式会社 太陽アネックス 牧野 伸男

今年度の関西での従事者研修会は、11月20日（金）に、大阪市のエルおおさかにて10名の受講者を集め実施致しました。

1 講義目は、大阪労働局の梅木需給調整指導官より「適正な事業運営について」というテーマのもと、職業安定法改正後の実務について、具体的な指導事例や、必要帳簿類の追加内容の説明等があり、参考資料として添付された様式例も、とてもわかりやすく受講者全員、よく理解できたと思います。また受動喫煙防止に向けた取り組みについての説明もしていただき、とても為になる研修でした。

2 講義目は、パーソナルブランドコンサルタントの 山本 秀行 氏を講師に迎え、パーソナルブランディングについての初歩を学ぶ講義がスタートしました。

受講者のほとんどが耳慣れないパーソナルブランドとは？の説明に始まり、具体的にイメージし易いように、企業のブランドイメージや、スポーツ選手や芸能人のパーソナルブランドを例に出しながらの講義をしていただき、受講者にも考えさせる、具体的で全員の興味を引く楽しい内容でした。

自らのパーソナルブランドを確立したいと思えた研修でしたので、今後はマネキンの皆様にも受けて貰いたい研修だと思いました。



令和2年度 販売技術促進講座 実施報告

九州連絡会
株式会社 モナミ 入口 豊

10月15日（木）JR博多シティにて九州連絡会の令和2年度販売技術促進講座が開催されました。昨年引き続き株式会社ライズの藤重様にご壇上頂き、「声と話し方でプラスに変わるコミュニケーション」を題材にご講演頂きました。

今回は、非言語コミュニケーションの重要性についてのお話がメインでした。非言語は、視覚や聴覚で感じるものこと。「感じがいいな」「親切そうだな」など、接客においては非常に大切な点ですね。まず表情や姿勢を整え、そして声話し方である言語コミュニケーションを磨くといった流れです。非言語力を表す五つのキーワードが心に残りましたので、最後にご紹介します。①気力は目に出る②生活は顔色に出る③教養は声に出る④感情は口の周りが出る⑤年齢は後ろ姿に出る。

普段の私生活から意識することでより魅力的な自分自身を作り上げていきましょう。



関西連絡会
株式会社 太陽アネックス 牧野 伸男

令和2年度の関西での販売技術促進講座は、10月16日（金）に大阪市のマイドームおおさかにて、11名の受講者が参加しての実施となりました。感染症対策として教室入口での検温、手指のアルコール消毒を行い、座席も3人掛けテーブルに1名ずつでの受講でした。本年の関西での講座はALLURE代表の山下真知子様を講師に迎え、「あなたに接客してほしい」「お客様のONLY ONEになるための感動接客研修」というタイトルでの研修でした。山下講師は、受講者ひとりひとりの普段の販売商品、勤務店舗等を考えたうえで、接客、言葉選びの具体的な例を示して下さり、とても勉強になり、且つ、元気になる研修でした。

また、講義終了数日後には、山下講師から紹介事業所を通して受講者全員への言葉をいただき、参加者から多くの喜びの言葉も寄せられました。

新型コロナウイルスの影響で、マネキンさんを取り巻く環境も厳しい状況にあります。研修を受講していただき、学び、いろいろなものを吸収された方こそが、選ばれるマネキンとして、活躍されていくものと考えております。



令和2年度 従事者研修会 実施状況

日程表

連絡会名	実施日	会場	出席者数
九州	令和2年9月19日(土)	JR博多シティ	17名
関西	令和2年11月20日(金)	エルおおさか南館7F南72	10名
関東	令和3年2月25日(木)(予定)	お茶の水ホテルジュラク	***

プログラム

※各連絡会により異なります

13:00～13:10	受	付
13:10～13:15	オリエンテーション・司会	(公社)全日本マネキン紹介事業協会 連絡会担当者
13:15～13:20	開講挨拶	(公社)全日本マネキン紹介事業協会 会長 黒田 孝二

	研修内容	講師
13:20～14:50 (1時間30分)	「適正な事業運営について」 “最近の指導事例より”	厚生労働省 ●●労働局 需給調整事業部 需給調整事業第二課 需給調整指導官
14:50～15:00	休	憩
15:00～16:45 (1時間45分)	「パーソナルブランディング～ 指名される自分へ～」	パーソナルブランドコンサルタント 山本 秀行 氏
16:45～16:50	閉講挨拶	(公社)全日本マネキン紹介事業協会 連絡会担当者



令和2年度 販売技術促進講座 実施状況

日程表

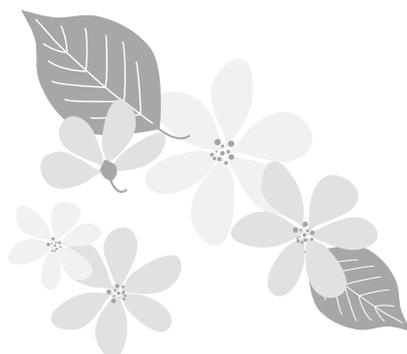
連絡会名	実施日	会場	出席者数
九州	令和2年10月15日(木)	JR博多シティ	19名
関西	令和2年10月16日(金)	マイドームおおさか	11名
関東	令和3年2月19日(金)(予定)	お茶の水ホテルジュラク	***

プログラム

※連絡会により異なります

12:40～12:50	受	付
12:50～12:55	オリエンテーション・司会	(公社)全日本マネキン紹介事業協会 連絡会担当者
12:55～13:00	開講挨拶	(公社)全日本マネキン紹介事業協会 教育福祉担当理事 吉備 義和

	研修内容	講師
13:00～14:30 (1時間30分)	「声と話し方でプラスに変わるコミュニケーション」	株式会社 ライズ 藤重 知子 氏
14:30～14:45	休	憩
14:45～16:45 (2時間)	～「あなたに接客してほしい」～ 『お客様の「ONLY ONE」になるための感動接客研修』	ALLURE代表 接遇コンサルタント 山下 真知子 氏
16:45～16:50	閉講挨拶	(公社)全日本マネキン紹介事業協会 連絡会担当者



令和2年度

意見交換会 有馬

の実施報告

公益社団法人 全日本マネキン紹介事業協会
専務理事 牧野 伸男

令和2年度の意見交換会は、新型コロナウイルスの影響で、開催が危ぶまれていましたが、会員の皆様からのリクエストもあり、感染症対策を講じたうえで、関西地区の兵庫県神戸市の有馬にて、10月22日（木）に開催いたしました。

通算で9回目を迎えた今回は、北は北海道から南は九州まで全国より21名の会員が参加して、関西連絡会副会長の岡野理事の司会・進行のもと、活発な意見交換がスタートしました。

今回の意見交換会は、まず初めに、コロナ禍での各事業所の3月から現在までの事業への影響、事業所内の従事者の勤務状況（仕事減による雇用調整状況等）、マネキンさん達の勤務状況並びに、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の申請、給付状況の報告から始まりました。各地域によりバラツキはありましたが、緊急事態宣言発令中の大都市部ではほとんどの百貨店が休業していた事もあり、昨年対比での売り上げは大幅減の事業所が多数を占めました。

またスーパーマーケット等での試食販売の中止の影響も大きく、厳しい現状報告が続きました。

各地域ごとの違いがはっきりとしていたのは、百貨店のギフトセンターでの対応で、東京、大阪などの大都市部では、マネキンさんを立てない百貨店がほとんどでしたが、ある地方都市では例年通りのマネキン紹介依頼があり、昨年同様の人数の紹介が出来たという事です。

またこのような厳しい状況の中での各事業所の取り組みとしましては、事業所自ら百貨店での催事を企画して、マネキンさんの働く場を作っているという事業所や、スーパーでの野菜カットのお仕事を受けての紹介、コンビニや薬局の棚卸作業を請け負って、登録者の方たちの仕事を何とか確保している事業所もありました。

都市部の百貨店でも9月頃から催事場での北海道物産展をはじめとした催事の開催が再開され、来店客数も戻りつつあり、落ち込んだ売り上げも少しずつではありますがプラスに向かいつつあります。

全国の会員事業所が待ち望んでいる試食販売の再開に向けて、当協会としましては、小金井副会長、岡野理事がスーパーマーケット協会、百貨店協会をはじめとした各団体に陳情に伺いました。

また、意見交換会翌週にも会員の要望を受け、執行部において各方面へマネキン紹介事業所の窮状の訴えと短期マネキンの方々への休業支援金・給付金の支給に向けたお願いに伺いました。

そういった働きかけの甲斐もあり、「小売業の店舗における新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン」が10月27日付で改訂され、全面的な試食販売再開に向け一歩前進がみられました。

新型コロナウイルス感染症対策休業支援金・給付金につきましても、対象期間、申請期限が延長され、日々雇用の人達についても条件を満たせば対象となるとの新たなお知らせがありました。

参加者の皆様からは、こんな時だからこそ、同業者と本音で語れる、意見交換会が必要で、各地域ごとの現状や、様々な取り組みを聞くことが出来て良かったとの感想をいただきました。

また毎年、自社に持ち帰って、事業運営に役立つ新たな気付きもあり、大変参考になりましたという意見も多かったです。

協会としましては引き続き今後も意見交換会を開催して、情報交換並びに、会員の親睦を図って参りますので、これからもより多くの方々のご参加をお願い申し上げます。

今回の会場のセッティング等、準備をして頂きました関西連絡会の辰己氏には厚く御礼を申し上げます。

最後にこの大変な時期を共に乗り越えて、また笑顔で集えることを願って、頑張ってください。



意見交換会に参加して

株式会社 西日本キャロット **吉田 果枝**

昨年の「意見交換会」の時には想像もしていなかった新型コロナウイルス感染症により、売上の激減のため廃業される紹介所もあっており、大変残念に思います。また登録者のスタッフの方々も、仕事が減って、非常に厳しい状況が続いています。

今回は神戸での開催ということで、いつもなら純粹に皆さんの顔にまたお会いできると楽しみにのですが、やはりまだコロナは収束しておりませんし、福岡県も感染者が多いので、他の地域の方々に敬遠されるのではないかと参加を非常に悩みました。

しかしながら、今回も参加させて頂き、皆さんの切実な現状や、たくましく挑戦されている姿や、デジタルマネキン、スタッフスタート、シェアキッチンなど私の知らないお話しがたくさん聞けて大変勉強になりました。と同時に同業の方達とお話しできて、同じ悩みを相談できる協会に所属していて本当に良かったと思います。来年の「意見交換会」では今年以上の笑顔で再会できる事を切に願います。ありがとうございました。

株式会社 白百合 **新堀 圭子**

今回はコロナ禍での意見交換会でもあり、人材紹介の売上半減と先の見えない不安の中、厳しい現状を共有するものになりました。参加者の経済回復を待つだけでなく、コロナ禍ならではのアイデアや知恵を振り絞った攻めの姿勢にパワーを頂きました。現在（11/20）全国のコロナ感染者は毎日更新される一方、ワクチン製造の嬉しいニュースもあります。しかし、コロナ前の社会には決して戻ることはない現実があり、私たちはそれをしっかり受け止めて一人ひとりが考え行動していくしかありません。厳しい業界を引っ張っていく強い志さえあればきっと道は開けると信じています。

最後に、今回の企画をご提案頂いたプレステージの辰己社長と協会の方々に改めて感謝申し上げます。

株式会社 釧路マネキン紹介所 **西納 文陽**

新型コロナウイルス感染症の影響の中、これからの職業紹介業は、どのように継続して発展していくのか、今回参加された会員の方はどのような方向に進むのか、何か道筋が見出せるかが知りたくて出席された方もいらっしゃると思います。各地域から出席され、参加者が全紹協の意義を良く理解し、原点に立ち返り考える時点なのかもしれません。

コロナ禍で、全国の地域で変化が起きて、今迄通りの紹介業で対応できない状況が起きています。今こそ、全紹協が力を発揮すべき時ではないでしょうか。全紹協会員が一致団結して、運営に協力する時がきていると思います。

会員がお互いに率直意見を出し合い、信頼、相談、創意工夫で学び合う事が必要です。こうした厳しい状況だからこそ、率直に語り強固な組織体を構築できると思います。

意見交換会に参加して

株式会社 ウィングス 丸山 むつ子

先日、有馬での意見交換会に参加しました。

天気も良く、山の空気も清々しく、気分が軽くなりました。初めてお目にかかった方々もいらっしゃいました。昨今のコロナ禍の危機的状況の中、創意工夫をし、いろいろと企画をしているというお話しは、とても参考になりました。

今後、雇用形態も変わってくると思います。模索しながら、良い方向に向かって行けるよう、マネキンさんに寄り添って、一緒に努力していかなければなりません。

黒田会長、執行部の方々のご活躍には、いつも感謝致しております。今後も皆さまのお力をお借りしつつ、前向きに進める様、努力してまいります。

株式会社 タカギ 松本 理香

コロナ禍で参加するか悩みながら参加させていただいたのですが、参加して本当に良かったと思いました。

他の紹介所の方がどのように工夫しながら頑張っているかなど、とても参考になるお話しを聞く事ができました。これから会社をどの様に運営していけばいいのか、先の読めない状況ですがチャレンジしていくべきだと思えました。今の業種をもっと違うアプローチで継続していく事や、異業種にも参入していきたいと皆さんのお話しはとても勉強になりました。

百貨店だけではないな…とは言え、やはりマネキンという仕事は、非接触が叫ばれるコロナ禍でも必要な仕事だと思っています。百貨店が好きなお客様の為に、販売が好きなマネキンさんの為にまだまだ頑張ります。



接客・販売ワンポイントアドバイス

【コロナと共存する販売の知恵（続）】

有限会社 レックス 代表 藤永 幸一

前回は、「コロナ」と共存する販売の知恵について書きました。感染が収まる気配を見せない中で、大きく仕事の環境が変わった方も多いと思います。たとえば、時短営業で人員削減された、紹介先のお店が閉店した、あるいは試食販売がなくなり得意な仕事がなくなったなど。

買物客が少なく、売上も低迷する中でモチベーションを上げろといわれても、正直なかなか難しい。この状態はしばらく続きそうです。3密だけではない、仕事の自己防衛を考えてみましょう。

必要な商品購入だけでなく、ストレス発散という効果があるのが買物。できるだけ一人で、短い時間で、会話を避けてと言われても、そこは女性たちです、やっぱり顔見知りとおしゃべり、新商品に興味を持つなど、本来の楽しさを忘れた訳ではありません。ただ、「自由」を奪われた状況。

実際、以前ならば気軽にスタッフに声をかけていたであろう場面で、商品を手にしたまま立ち止まっているお客様を見かけます。試食販売で培った「お役立ち情報」を、そっとささやきかけてあげませんか？コーナーはなくても、あなたのリアルな一言がお客様をにっこりさせます。「バーチャルな移動（試食）販売」を提供できます。

急速に増えているセルフレジでも、困っている高齢の方を見かけます。あなたがキャッシャーの経験者ならば、「お手伝いしましょうか？」と声をかけてあげましょう。機械への恐怖心が消えて、楽しい買物になります。もちろん、バッグに詰めるまでお手伝いできれば言うことなし。

「作業」は、物を移動させること。「仕事」は、手渡し相手のことを考えて、作業に一手間かけること。

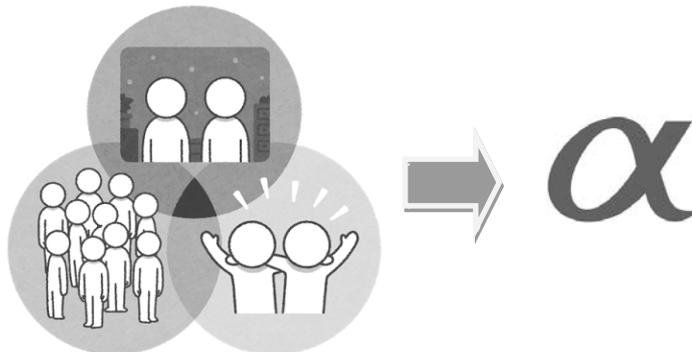
食事が終わった食器類を洗い場に下げる時に、洗いが作業しやすいように、同じ形の皿や食器を揃えて渡すようにした事から、リッツカールトンのサービスは、始まりました。

今ではよく見るお釣りの手渡しも、スターバックスのあるスタッフが、毎日の利用に感謝の気持ちを伝えたくて始めた行為です。

あなたが、「お客様のお役に立ちたい！」という姿勢で売場に立てば、見落としていた「ちょっと困っているお客様」が目映るはず。ためらわずに、歩み寄りましょう。笑顔と、一言、そしてちょっと手を添えるだけで十分です。その時に、「ご利用、ありがとうございます」の一言を忘れずに！

「コロナ」をいい訳にしない！「販売」という仕事の楽しさ、商品の素晴らしさ、そしてお客様への感謝を伝えることが、仕事の自己防衛。その知恵比べです。

【3密+α】



マネキン紹介事業に役立つQ&A

公益社団法人全国国民営職業紹介事業協会発行の機関誌「ひと」に掲載されたQ&Aから、マネキン紹介事業にも役立つようなQ&Aを抜粋し、紹介させていただいています。事業運営に是非ご活用ください。

Q 1 : 職業紹介所等が交通費などを負担して、求職者に求人者の職場等を見学させてもよいか。職業紹介所は求職者に求人案件を提供して内容を説明してきたのですが、言葉の説明だけではなく、求人者の職場などを実際に見てもらうことが非常に有効ではないかと考えています。そこで、必要な交通費等を、紹介所又は求人者が負担して実施したいと考えていますが、問題はないでしょうか。

A 1 : 職業紹介所は、求職者の能力に適合する職業を紹介できるよう務めなければなりませんし、かつ、求職者の希望に沿った職業としなければなりません。求職者には、既に豊富な職業経験を有し具体的な職業と業務レベルへの就業目標を持っている方から、職業経験に乏しく適合する職業を模索している方まで幅があります。こうしたなかで、紹介所は求人案件を提供して労働条件はもとより業務内容や労働環境などを説明するわけですが、前者の求職者は職場環境等をより詳しく知りたいと考えるでしょうし、後者の求職者は説明から受ける職業名等のイメージだけで適否を判断するおそれがあります。こうしたことを踏まえれば、提供した求人案件の職場などを実際に見学してもらうことが、マッチングの上で非常に有効であり、求職者を勧誘するためではなく紹介の必要上有効と判断される場合には紹介所がこうした取り組みをしても問題はないと考えます。

(公益財団法人全国国民営職業紹介事業協会 より提供)

Q 2 : 請負事業の現場責任者の役割と偽装請負の関係について
有料職業紹介事業と労働者派遣事業を兼業していますが、この度、知人の紹介である量販店の店内改装を請負うことになりました。その知人からは、改装工事を行う現場には責任者を置いた方がよいと言われていましたが、これはどういう意味でしょうか。

A 2 : 職業紹介事業や派遣事業を行っている方が、請負事業も行うことも多くみられますが、それぞれの事業に関する法令を遵守することが求められています。

請負事業とは、注文主と約束して、ある仕事を完成させることをいい、請負事業者はこの完成に必要な労働者の確保と賃金の支払い、原材料の調達、業務の指揮命令、工程・安全管理など、全ての責任を担って取り組まなければなりません。

ご質問の件については、業務の指揮命令に関することと考えられます。前述のように、店内改装は、請負事業者の指揮命令のもとに行われ完成させなければなりません。注文主である量販店社員が直接店内改装に当たっての業務で請負事業者の労働者に指揮命令することがあれば、その実態は派遣事業となり、偽装請負という違法行為となります。したがって、請負事業者の指揮命令のもとに業務を遂行するために、注文主からの要望を調整し、労働者に指揮命令するための責任者を置いた方がよいといったものと考えます。

改装工事に従事する労働者に指揮命令できるのは、その労働者を雇用している請負事業者だけです。

(公益財団法人全国国民営職業紹介事業協会 より提供)

事務局だより

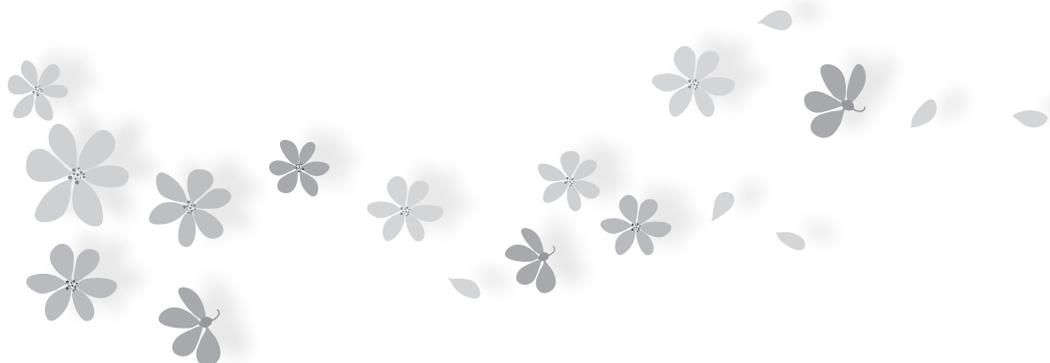
新型コロナウイルス感染症の影響を受けられた皆様にお見舞いを申し上げます。

◆ 入 会

なし

◆ 退 会

なし



電話問合せ件数と対応について

1. 協会会員からの問合せ（抜粋）

持続化給付金の問合せ。申請窓口等をご案内。

2. 求人者からの問合せ

手数料、紹介所の連絡先等の問合せが多数。

3. 求職者からの問合せ

7月以降も休業補償についての問合せが増加。相談窓口をご案内。

	R.2. 7月	R.2. 8月	9月	10月	11月	計
協会会員	2	1	1			4
求人者	3	2			7	12
求職者	6	4	5	3	2	20
その他						
合計	11	7	6	3	9	36

編集後記

2020年は、世界中の人々が新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた年。外出自粛のために会いたい人に会えず、もどかしく感じた一年でした。当たり前な事に感謝する事の大切さに気付いた年でもありました。一日も早く落ち着いた生活に戻り良い一年になりますように心よりお祈り申し上げます。

表紙の写真について

昨年の1月初めまだ平和な時の旅行で飛行機から見た富士山です。

全紹協求人サイト

マネキン・販売スタッフの求人なら全紹協求人サイト!!

全紹協求人サイトは、

公益社団法人全日本マネキン紹介事業協会が

運営する求人サイトです。



*1社あたり100件の求人情報を掲載可能

*リーズナブルな年間掲載料金

*1か月平均応募者数110人の実績

公益社団法人 全日本マネキン紹介事業協会

〒101-0041 東京都千代田区神田須田町1-7-1 ウィン神田807号室

電話03-3253-5775 FAX03-3253-5776 mail : info@zensyokyo.org

■ 全紹協求人サイト料金表

	関東	関西	東海	北海道・東北	甲信越・北陸	中国・四国	九州・沖縄
正規料金 (税別)	¥500,000	¥450,000	¥400,000	¥350,000	¥350,000	¥350,000	¥350,000
会員料金 (税別)	¥300,000	¥270,000	¥240,000	¥210,000	¥210,000	¥210,000	¥210,000

期間：1年間（令和2年11月1日～令和3年10月31日）中途申込みもできます。

求人件数：1社あたり100枠

求人範囲：地域ブロック毎（関東、関西etc.）